

公布された規則のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、他人の個人番号を利用して行う事務を処理する者及び県の同一の機関内で利用することができる特定個人情報を追加しました。（別表第1、別表第2関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例施行規則

1 制定の理由及び内容

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定に伴い、民間事業者の選定に係る申請書等について定めました。（第2条、別記様式関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。